

令和2年第3回議会臨時会会議結果

1	定例会・臨時会の別	第3回臨時会
2	開会	令和2年4月23日
3	閉会	令和2年4月23日
4	会期	1日（うち会期延長日なし）
5	議員の出席	出席10名 欠席0名
6	議案件数	6件（うち議員提出 0件）
7	議決の状況	(1)原案可決 1件 (2)原案承認 5件
8	その他	傍聴者 2名
9	会議録の写し	別紙のとおり添付
10	議案書の写し	別紙のとおり添付

令和2年 第3回南幌町議会臨時会 会議録

令和2年4月23日(木)
午前 9時30分 開 会

1. 出席議員

1番	内 田 恵 子	2番	佐 藤 妙 子
3番	熊 木 恵 子	4番	西 股 裕 司
5番	志賀浦 学	6番	本 間 秀 正
7番	石 川 康 弘	8番	菅 原 文 子
9番	川 幡 宗 宏	11番	側 瀬 敏 彦

2. 欠席議員

なし

3. 会議録署名議員

4番	西 股 裕 司	5番	志賀浦 学
----	---------	----	-------

4. 職務のため、会議に出席した者の職・氏名

事務局長	山 内 貢	事務局主査	梶 田 健太郎
------	-------	-------	---------

5. 地方自治法第121条第1項により、説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長	三 好 富士夫	教 育 長	小笠原 正 和
監 査 委 員	角 畠 徹		

6. 町長の委任を受けて出席した説明員

副 町 長	大 崎 貞 二	総 務 課 長	小 林 史 典
まちづくり課長	藤 木 雅 彦	住 民 課 長	笠 原 大 介
税務課長兼出納室長	松 田 秀 則	保 健 福 祉 課 長	佐 藤 由 美 子
産業振興課長	黒 島 滋 規	都 市 整 備 課 長	尾 暮 靖 志
病院事務長	原 田 光 一		

7. 教育長の委任を受けて出席した説明員

生涯学習課長	浅 野 茂
--------	-------

8. 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

書記長(総務課長)	小 林 史 典
-----------	---------

9. 公平委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

公平委員会事務員(総務課長)	小 林 史 典
----------------	---------

10. 農業委員会長の委任を受けて出席した説明員

農業委員会事務局長 砂 田 隆 樹

1 1 . 議事日程・会議に付した事件・会議の経過は別紙のとおり

議 長

おはようございます。

本日をもって召集されました令和2年第3回南幌町議会臨時会を開会いたします。

本日の出席議員数は10名でございます。

本臨時会においては、新型コロナウイルス感染予防のためマスクの着用を許可します。

直ちに本日の会議を開きます。

本臨時会の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

●日程1 会議録署名議員の指名をいたします。

指名につきましては、会議規則第125条の規定により議長において指名をいたします。

4番 西股 裕司議員、5番 志賀浦 学議員。以上御兩名を指名いたします。

●日程2 会期の決定をいたします。

お諮りいたします。本臨時会の会議は4月23日、本日1日限りとしたしたいと思います。御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本臨時会は4月23日、本日1日限りと決定をいたしました。

●日程3 諸般報告をいたします。

・1番目 会務報告は、お手元に配布したとおりでございます。

これもちまして報告済みといたします。

・2番目 例月出納検査結果報告は、監査委員より令和2年2月分及び3月分の例月出納検査結果の報告がありました。その報告につきましては、お手元に配布したとおりでございます。

これもちまして報告済みといたします。

●日程4 議案第30号 専決処分の承認を求めることについて(令和元年度南幌町一般会計補正予算(第6号))を議題といたします。

理事者に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第30号 専決処分の承認を求めることにつきましては、令和元年度南幌町一般会計補正予算(第6号)であり、歳入では地方消費税交付金、国庫支出金等の最終確定に伴う精査、歳出ではプレミアム付商品券事業、町道除排雪事業等の減額が主な理由です。

その結果、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,422万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億4,960万7,000円とするものです。

詳細につきましては、副町長が説明いたしますので、御承認賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

議 長
副 町 長

内容の説明を求めます。副町長。

それでは、議案第30号 専決処分書の令和元年度 南幌町一般会計補正予算（第6号）の説明を行います。

はじめに、歳出から説明いたします。13ページをごらんください。

2款総務費1項3目財産管理費、補正額269万1,000円の追加です。財産管理経費で、南幌温泉ハート&ハート基金に35万5,000円、ふるさと応援基金に233万6,000円を積立てるものです。

9目職員給与費、補正額はありません。財源内訳を変更するものです。

3款民生費1項8目プレミアム付商品券事業費、補正額2,865万9,000円の減額です。事業費の確定により精査するものです。なお、商品券購入者数は、非課税世帯523件、子育て世帯69件で、販売金額の総額は1,154万4,000円です。次ページにまいります。

4款衛生費1項1目保健衛生総務費、補正額30万6,000円の追加です。平成30年度母子保健衛生費国庫補助金の確定による返還金の追加です。

5款農林水産業費1項1目農業委員会費、補正額はありません。財源内訳を変更するものです。

7款土木費2項2目道路維持費、補正額3,655万8,000円の減額です。町道除排雪事業で、それぞれ実績による精査です。なお、近年の除排雪業務及び経費等の実績について、別途資料を配布していますので参考としてください。次ページにまいります。

9款教育費5項4目給食センター運営費、補正額200万円の減額です。給食センター運営経費で、新型コロナウイルスによる小中学校の休校措置に伴い、給食賄材料費を減額するものです。

次に、歳入の説明を行います。9ページをごらんください。

1款町税5項1目入湯税、補正額35万4,000円の追加です。

2款地方譲与税1項1目地方揮発油譲与税、補正額139万4,000円の減額です。

2項1目自動車重量譲与税、補正額310万8,000円の追加です。

6款地方消費税交付金1項1目地方消費税交付金、補正額609万円の減額です。次ページにまいります。

9款環境性能割交付金1項1目環境性能割交付金、補正額221万円3,000円の減額です。それぞれ確定によるものです。

10款地方特例交付金2項1目子ども・子育て支援臨時交付金、補正額463万3,000円の減額です。交付金の確定によるものです。

11款地方交付税1項1目地方交付税、補正額323万円の追加です。特別交付税の確定によるものです。これにより特別交付税の交付総額は3億5,321万7,000円となります。

15款国庫支出金2項2目民生費国庫補助金、補正額804万4,000円の減額です。3節プレミアム付商品券事業費国庫補助金で、

事業費、及び事務費補助金の確定によるものです。次ページにまいります。

2項4目土木費国庫補助金、補正額688万1,000円の追加です。1節社会資本整備国庫補助金で、交付金の確定によるものです。

16款道支出金2項4目農林水産業費道補助金、補正額103万3,000円の減額です。1節農業費道補助金で、農業委員会活動促進事業交付金の確定によるものです。

18款寄附金1項3目ふるさと応援寄附金、補正額233万6,000円の追加です。なお、近年のふるさと応援寄附金の実績について、別途資料を配布していますので参考としてください。

19款繰入金1項1目財政調整基金繰入金、補正額3,173万円の減額です。最終の財源調整を行うもので、これにより令和元年度末基金残高は8億2,941万5,946円となります。次ページにまいります。

21款諸収入5項4目給食費収入、補正額253万6,000円の減額です。新型コロナウイルスによる小中学校の休校措置に伴う、教育関係給食費収入を減額するものです。

5目雑入、補正額2,245万6,000円の減額です。歳出で説明したプレミアム付商品券事業の確定によるものです。

以上、歳入歳出それぞれ6,422万円を減額し、補正後の総額を61億4,960万7,000円とするものです。

以上で、議案第30号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑ありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第30号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度南幌町一般会計補正予算（第6号））については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

●日程5 議案第31号 専決処分の承認を求めることについて（町税条例等の一部を改正する条例）を議題といたします。

理事者に提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第31号 専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法等の改正に伴い、町税条例等の一部を改正する必要があるため、本案を提案するものです。

詳細につきましては、税務課長が説明いたしますので、宜しく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。税務課長。

それでは、議案第31号 専決処分の承認を求めることについて（町税条例等の一部を改正する条例制定）について、御説明いたします。

地方税法等を改正する法律等が3月31日に公布され、原則として4月1日施行に伴い、町税条例等の一部を改正する条例を3月31日専決処分として公布したところであり、本日の議会で報告し、承認を求めるものでございます。今回の地方税法等の一部改正、及び令和への改元対応により、町税条例等の改正を二条立てとしております。

第1条による改正は町税条例の改正で、主な改正点は、所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応として、法規定の新設にあわせて、現に所有している者の申告の制度化、使用者を所有者とみなす制度の拡大に係る規定の新設、法律の改正に伴う、条文規定の整備、改元対応が含まれた内容でございます。

第2条による改正は、令和元年の町税条例の一部を改正する条例の改正として、法律改正にあわせて、単身児童扶養者を個人の町民税の非課税措置の対象に加える改正規定を削る等所要の措置でございます。また、本条例の附則において、平成27年から30年の町税条例等の一部を改正する条例の改正として、改元対応に係る整備でございます。それでは、別途配布しました議案第31号資料 町税条例等の一部を改正する条例の新旧対照表で御説明いたします。左が改正後の新条例、右が改正前の旧条例であり、アンダーラインを付した箇所が改正部分でございます。

第1条による改正でございます。第36条の3の2は「個人町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書」に関する規定、第36条の3の3は公的年金者に係る同様の規定で、法改正に伴い、給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合においてその旨の記載を不要とする措置として、見出しの字句の改正並びに号の削除、繰り上げ等の整備を行うものでございます。

続いて2ページ、第48条は「法人の町民税の申告納付」に関する規定で、法改正に伴う引用条項の整備でございます

続いて次ページ、第54条は「固定資産税の納税義務者等」に関する規定で、第2項及び第4項は、法改正に伴う字句の改正、削除、第5項は、調査を尽くしても所有者が一人も明らかとならない資産について、使用者がいる場合には、使用者を所有者とみなすことができる規定を新たに加えるものでございます。第6項から5ページの第8項は、字句、引用条の改正、項の繰り下げでございます。

第61条は「固定資産税の課税標準」、次ページ、第61条の2は「法第349条の3第27項等の条例で定める割合」に関する規定で、法改正に伴い、引用項を改めるものでございます。

第74条の3は「現所有者の申告」に関する規定で、法規定の新設にあわせて、登記又は補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている個人が死亡している場合における現所有者に賦課徴収に必要な事項を申告させることができる規定の新設でございます。

7ページ、第75条は法改正に伴う字句の改正でございます。

第96条は「たばこ税の課税免除」に関する規定で、法改正に伴い、課税免除の適用に当たって必要な手続きを簡素化する規定を追加、項の繰り下げでございます。第98条、次ページ第131条は、本改正に伴う引用項の改めでございます。

附則第6条、次ページ第7条の3の2は、改元対応でございます。

附則第8条は「肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例」に関する規定で、法改正に伴い、適用期限を3年延長するものでございます。

10ページ、第10条は、法改正に伴う字句の改正、第10条の2は、法改正に伴い、割合規定の削除、引用項、号の改正、項の繰り上げでございます。

附則第11条の2から14ページにかけての第15条までは、法改正に伴う字句の改正、改元対応でございます。

第17条の2は、法改正に伴い、適用期限を3年延長するものでございます。

15ページ、附則第22条は、改元対応でございます。

続きまして16ページ、第2条による改正で町税条例の一部を改正する条例の改正についてご説明します。

令和元年の町税条例の改正を改めるものでございます。

第3条は、法改正に伴い、単身児童扶養者を個人の町民税の非課税措置の対象に加える改正規定を削るもので、附則第1条第3号、次ページ附則第4条を削除に改めるものでございます。

附則第2条、第3条は改元対応でございます。

続きまして、18ページ、改正附則でございます。

附則第1条は、施行期日を規定するものでございます。

附則第2条は、町民税に関する経過措置を規定するものでございます。

附則第3条は、固定資産税に関する経過措置を規定するものでございます。

20ページ、附則第4条、平成27年の町税条例等の一部を改正する条例から25ページの附則第7条による平成30年の町税条例等の一部を改正する条例の改正は、各年に行われた一部改正条例中の平成から令和への改元対応によるものでございます。

以上で、議案第31号 町税条例等の一部を改正する条例制定についての説明を終了します。

議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑ありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第31号 専決処分の承認を求めることについて（町税条例等の一部を改正する条例）については、原案のとおり決定することに御

異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

●日程6 議案第33号 専決処分の承認を求めることについて(南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

理事者に提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました 議案第32号 専決処分の承認を
求めることにつきましては、地方税法等の改正に伴い、南幌町国民健康
保険税条例の一部を改正する必要があるため、本案を提案するもの
です。

詳細につきましては、住民課長が説明いたしますので、宜しく御審
議賜りますようお願い申し上げます。

議 長 内容の説明を求めます。住民課長。

住民課長 議案第32号 専決処分の承認を求めることについて(南幌町国民健康
保険税条例の一部を改正する条例)について、御説明申し上げます。

本改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が本年3
月31日に公布、4月1日に施行されたことに伴い、本町の国民健康
保険税条例の一部を改正する条例を3月31日に専決処分し、公布し
たところであり、本臨時議会において報告し、承認をを求めるものでご
ざいます。

今回の主な改正点を申し上げます。

1点目は、国民健康保険税の課税限度額の見直しでございます。

国民健康保険の被保険者間の公平の確保及び中低所得層の保険税負
担の軽減を図るため、基礎課税分の課税限度額を2万円、介護納付金
課税分の限度額を1万円引き上げて、合計で上限額、現行96万円を改
正後99万円とするものでございます。

2点目は、国民健康保険税の軽減判定所得基準の改正でございます。

国民健康保険制度では、一定の所得以下であると、応益割である均
等割と平等割について7割、5割、2割の軽減措置を受けられますが、
このたびの改正では、5割軽減と2割軽減の基準を改め、低所得者に
対する保険税減額の対象世帯を拡大するものでございます。

それでは別途配布しています、議案第32号資料 南幌町国民健康
保険税条例の一部を改正する条例「新旧対照表」をご覧ください。左
側が改正後、右側が改正前、下線の箇所が改正部分でございます。

1ページでございます。

第2条第2項は、基礎課税額の規定で、限度額を61万円から63
万円に改正するものでございます。

次に、第4項は、介護納付金課税額の規定で、限度額を16万円か
ら17万円に改正するものでございます。

続きまして、第26条は国民健康保険税の減額の規定でございます。
第1項では第2条と同様に限度額を改めるものでございます。次ペー
ジにまいります。第2号は、5割軽減の基準の改正でございます。5

割軽減の判定所得の算定における、被保険者の数に乗すべき金額を、現行の28万円から28万5,000円に引き上げるものでございます。

続きまして、第3号は、2割軽減の基準の改正でございます。2割軽減の判定所得の算定における、被保険者の数に乗すべき金額を、現行の51万円から52万円に引き上げるものでございます。

次に、附則第5項及び、次ページ第6項につきましては、租税特別措置法の改正に伴う規定の整備でございます。

最後に、附則でございます。

第1項は、この条例の施行期日の規定です。この条例は公布の日から施行する。

第2項は、国民健康保険税条例の経過措置を規定するものでございます。

以上で、議案第32号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑ありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第32号 専決処分の承認を求めることについて（南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

●日程7 議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（南幌町公営住宅条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

理事者に提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました 議案第33号 専決処分の承認を求めることにつきましては、老人、身体障害者等に対する入居資格を追加すべく、南幌町公営住宅条例の一部を改正するため、本案を提案するものです。

詳細につきましては、都市整備課長が説明いたしますので、宜しくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。都市整備課長。

都市整備課長 それでは、議案第33号 専決処分の承認を求めることについて、（南幌町公営住宅条例の一部を改正する条例制定）について御説明いたします。

このたびの改正は、町の公営住宅は、老人、身体障害者等、特に居住の安定を図る必要がある者は、単身の者でも入居でき、また収入規定を緩和できるように入居資格を改正し、4月1日施行に伴い、南幌町公営住宅条例の一部を改正する条例を3月31日に専決処分し公布し

たところでございます。本議会においてこれを報告し、承認を求めるものでございます

別途配布している、議案第33号資料 新旧対照表をごらんください。左が改正後の新条例、右が改正前の旧条例で、下線の部分が改正点でございます。

入居の資格、第6条第1項中に、「老人、身体障害者、その他の特に居住の安定を図る必要があるものとして規則で定めるものにあつては第2号、第3号、第4号及び第5号、」を加え、単身者でも入居できるようにするものです。

第6条第1項第2号イ中で、「必要がある者として規則で定める場合」に改め、入居者の心身の状況又は世帯構成等により、収入規定の緩和を図れるようにするものです。

附則として、この条例は、令和2年4月1日から施行する。

以上で、議案第33号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑ありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（南幌町公営住宅条例の一部を改正する条例）については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

●日程8 議案第34号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度南幌町一般会計補正予算（第1号））を議題といたします。

理事者に提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第34号 専決処分の承認を求めることにつきましては、令和2年度南幌町一般会計補正予算（第1号）であり、歳入では南幌温泉ハート&ハート基金繰入金の追加、歳出では、南幌温泉宿泊棟浴室改修工事費の追加が主な理由です。

その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ590万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億6,350万2,000円とするものです。

詳細につきましては、副町長が説明いたしますので、ご承認賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。副町長。

副町長 それでは、議案第34号 専決処分書、令和2年度南幌町一般会計補正予算（第1号）の説明を行います。

初めに補正予算の概要を申し上げます。このことにつきましては、3月末に南幌温泉宿泊棟浴室内において天井の一部が脱落し、緊急に

復旧工事が必要となったことから、4月6日付けで予算の専決処分を行ったものです。

それでは、歳出から説明いたします。9ページをごらんください。

6款商工費1項1目商工振興費、補正額590万円の追加です。南幌温泉経費で、宿泊棟浴室改修工事に係る経費を追加するものです。なお、工事は今月末までに終える予定です。

次に、歳入の説明を行います。8ページをごらんください。

19款繰入金1項3目南幌温泉ハート&ハート基金繰入金、補正額590万円の追加です。工事費の財源充当を行うものです。

以上、歳入歳出それぞれ590万円を追加し、補正後の総額を70億6,350万2,000円とするものです。

以上で、議案第34号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑ありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第34号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度南幌町一般会計補正予算（第1号））については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

●日程9 議案第35号 財産の処分についてを議題といたします。

理事者に提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました 議案第35号 財産の処分につきましては、南幌工業団地工業用地の一部を分譲するため、本案を提案するものです。

詳細につきましては、まちづくり課長が説明いたしますので、宜しくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。まちづくり課長。

まちづくり課長 議案第35号 財産の処分についてご説明申し上げます。次ページをごらんください。

1、処分の目的、南幌工業団地工業用地分譲。2、処分する財産、別途配布しております南幌工業団地・区画図をごらんいただきたいと思います。赤い太枠の部分が分譲予定地で、所在地は、空知郡南幌町759番地61、地目は宅地、面積は9,917.35平方メートルでございます。3処分の方法、随意契約によるものとし、本件につきましては、今月21日に仮契約を行い、本議案議決後の5月8日、本契約の運びとなっております。4 処分予定価格は、3,900万円。5 契約の相手方は、重機・建設資材運搬及び建設機械の卸売業を行

っております、北広島市西の里322番地6、株式会社三和重機、代表取締役は干場 一洋氏でございます。事業の予定は、事業拡大に伴い、クレーン車等の建設機械置き場として事業展開することとなっております。

議 長

以上で議案第35号の説明を終わります。

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑ありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第35号 財産の処分については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で、本臨時会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。ただいまをもって閉会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本臨時会はただいまをもって閉会といたします。

どうも御苦労さまでした。

(午前10時07分)